

佐久市役所庁舎内食堂及び売店業務委託事業者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市役所庁舎内食堂及び売店業務について、委託事業者の選定にあたり、公正かつ適正な審査を行うため、佐久市役所庁舎内食堂及び売店業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる職員で組織する。
- (1)
- (2)
- (3) 非公表
- (4)
- (5)

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から審査事項の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、非公表をもって充て、副委員長は、非公表をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月8日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。